

申請書の記入例（表）

必要事項の記入漏れ・添付書類の不足などがあると交付要件の確認ができず、給付金の交付が遅れることや交付できない場合があります。

熊本県奨学のための給付金交付申請書										
熊本県教育長 様										
令和 7 年 月 日										
私は、以下の4点を確認したうえで、次のとおり奨学のための給付金を申請します。										
1 この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。 2 この申請書に虚偽の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。 3 私は熊本県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っておりません。 4 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。										
申請内容に該当するいずれかの□にレ点を付けてください。										
申請区分	全学年選択可				新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります）					
	□ 1年間分				□ 4月～6月分（前倒し給付）					
					□ 7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）					
□ 家計急変（ 月から家計急変のため、別紙申立書を提出します。）										
ふりがな					高校生等との関係	☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）				
申請者氏名					TEL					
申請者住所										
【1 対象となる高校生等について】										
ふりがな					生年月日	年 月 日				
氏 名										
在学する学校	学校の名称					課程	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制			
	学校の所在地					該当する課程に してください。				
	在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日				学年	年			
過去の高等学校等における在学期間	学校名					在学中に給付金を受給した回数	回			
	学校名					在学中に給付金を受給した回数	回			
	学校名					在学中に給付金を受給した回数	回			
【2 生活保護（生業扶助）の受給状況について】										
基準日現在の世帯の状況について該当する□にレ点を付けてください。										
	□	生活保護法（昭和25年法律第144号）第3条第1項第1号の生活保護を受けているため、生活保護受給証明書を提出している。								
	□	生活保護法（昭和25年法律第144号）第3条第1項第2号の生活保護を受けていません。								
→ 裏面【3 保護者等について】										

この申請書を記入した日付（基準日以降）を記入してください。【必須】

該当する申請区分に✓をつけてください。

申請者は、保護者等になります。氏名・住所等を記入してください。

対象となる高校生等について記入してください。

該当する課程に してください。

在学中に給付金を受給した回数を記入してください。
今回の申請分及び前倒し給付は含まないでください。

【重要】

基準日現在の生活保護の受給状況について、該当する項目に✓を付けてください。【必須】
 <生活保護を受給されている場合>
 【添付書類】生業扶助受給証明書

（裏面も記入してください。）

申請書の記入例（裏）

【3 保護者等の収入の状況】

（1）次の者の所得確認書類

☐	親権者（両親） 生徒が在学中に所
☐	親権者 1 名分 ・離婚、死別等により親権者が 1 名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の 1 人の所得確認書類を提出できない場合 等
☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者） 1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

保護者等について、該当する項目に✓を付けてください。【必須】

保護者等については、高等学校等就学支援金の申請と同一の方となります。

【添付書類】保護者等全員の課税証明書等又は個人番号カード（写）等貼付台紙

（2）所得確認書類を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄を記入し

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
(ふりがな)		(ふりがな)	

課税証明書等を添付する保護者等の氏名・続柄を記入してください。【必須】

上記保護者等のその年の 1 月 1 日現在（前倒し申請の場合は、その前年の 1 月 1 日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ点を付けてください。）

都 道 府 県	市 区 町 村	都 道 府 県	市 区 町 村
□ 日本国内に住所を有していない。		□ 日本国内に住所を有していない。	

【4 扶養親族の状況について】

当該世帯に基準日現在、対象となる高校生がいない場合は、記入してください。兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。家計急変申請の場合は、申請者の扶養親族全員を記入してください。

扶養親族の状況	対象生徒から見た関係	備考
兄・姉・その他（ ）		
兄・姉・その他（ ）		
兄・姉・その他（ ）		

R7.1.1時点で住民票のある市町村を記入してください。

記入不要

【5 振込口座の届出】

口座振替払	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店・支所 出張所	金融機関・支店コード
	預金種別	1 普通 2 当座	フリガナ		

振込口座が確認できる書類（通帳の表紙）申請者以外の者の口座を指定する場合、

振込を希望する口座情報を記入してください。【必須】

【添付書類】通帳表紙又はキャッシュカードの写し等

<申請者以外の者の口座を指定する場合>

【添付書類】熊本県奨学のための給付金受領委任状

必要事項の記入漏れ・添付書類の不足などがあると交付要件の確認ができず、給付金の交付が遅れることや交付できない場合があります。

別記第1号様式

熊本県奨学のための給付金交付申請書

熊本県教育長 様

令和 7年 月 日

私は、以下の4点を確認したうえで、次のとおり奨学のための給付金を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は熊本県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っておりません。

該当する申請区分に✓をつけ、家計急変が発生した月を記入してください。

申請区分	☐ 1年間分	新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります）
	☐ 家計急変（月から家計急変のため、別紙申立書を提出します。）	☐ 4月～6月分（前倒し給付） ☐ 7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）

ふりがな		高校生等との関係	
申請者氏名		申請者は、保護者等になります。氏名・住所等を記入してください。	
申請者住所	〒 - TEL - -		

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな		対象となる高校生等について記入してください。
氏名		
在学する学校	学校の名称	課程 ☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制
	学校の所在地	都道府県
	在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日 学年 年
過去の高等学校等における在学期間	年 月 日	在学中に給付金を受給した回数
	年 月 日	在学中に給付金を受給した回数
	年 月 日	在学中に給付金を受給した回数

該当する課程に してください。

在学中に給付金を受給した回数を記入してください。
今回の申請分及び前倒し給付は含まないでください。

【2 生活保護（生業扶助）の受給状況について】

基準日現在の世帯の状況について該当する□にレ点を付けてください。

①	☐	生活保護法（昭和25年法律第144号）第37条第1項第1号に該当するため、生活保護受給証明書を提出している。
②	☐	生活保護法（昭和25年法律第144号）第37条第1項第2号に該当していません。

【重要】

基準日現在の生活保護の受給状況について、該当する項目に✓を付けてください。

<生活保護を受給されている場合>

【添付書類】生業扶助受給証明書

→ 裏面【3 保護

申請書の記入例（裏）

【3 保護者等の収入の状況について】

（1）次の者の所得確認書

☐	親権者（両 生徒が在学	課税証明書等を添付する保護者等について、該当する項目に✓を付けてください。【必須】 保護者等については、高等学校等就学支援金の申請と同一の方となります。 【添付書類】保護者等全員の課税証明書等（マイナンバーによる申請は不可）
☐	親権者1名 ・離婚、死別等 ・親権者が存在	
☐	未成年後見 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。	
☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合	

（2）所得確認書類を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄を記入し

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
(ふりがな)		(ふりがな)	

上記保護者等のその年の1月1日現在（前倒し申請の場合は、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ点を付けてください。）

都 府	市 区 町 村
□ 日本国内に住所を有していない。	

【4 扶養親族の状況について】

当該世帯に基準日現在、対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。家計急変申請の場合は、申請者の扶養親族全員を記入してください。

扶養親族の状況	対象生徒から見 た続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	課程等	備考
この欄は記入不要ですが、世帯収入（世帯人数）を判定するため、 【添付書類】扶養親族全員の記載が省略されていない課税証明書又は扶養親族分 全員の健康保険証の写し（コピー）は必須です。						

【5 振込口座の届出】

口座 振替 払	金融 機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店・支所 出張所	金融機関・支店コード
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	フリガナ	口座名義

振込口座が確認できる書類（通帳の表紙やキャッシュカード等のコピー）を添付してください。
申請者以外の者の口座を指定する場合、委任状

【認定欄】 県記入欄

交付決定額
円

振込を希望する口座情報を記入してください。【必須】
【添付書類】通帳表紙又はキャッシュカードの写し等
<申請者以外の者の口座を指定する場合>
【添付書類】熊本県奨学のための給付金受領委任状

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)①に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(1)④及び⑤並びに(2)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ハ (1)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等又はマイナンバーを添付してください。
- 二 (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等又はマイナンバーを添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族の状況について】の欄は、記入不要です。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。